

## 吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第1回）の要旨

- 1 開催日時  
平成28年11月9日（水）午後6時40分～午後8時30分
- 2 吹田市立千里市民センター多目的ルーム2
- 3 出席委員  
9名
- 4 議題
  - (1) 委員長、副委員長の選出
  - (2) 諮問
  - (3) 会議の公開・非公開について
  - (4) 吹田市民営化保育所（藤白台保育所）移管先募集要領（案）について
  - (5) 藤白台保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について
  - (6) 藤白台保育園民営化の今後のスケジュール（案）について
- 5 議事（要旨）

### 1 開会

事務局： 第1回吹田市民営化保育所移管先選定委員会を開会いたします。本日の出席委員は9名でございます。委員の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

### 2 委員長、副委員長の選出

事務局： 吹田市民営化保育所移管先選定委員会規則（以下、「委員会規則」）第4条第1項の規定により、委員会には委員長を置くこととし、委員長は、委員の互選により定めることとしております。委員長は、どなたにお願いいたしましょうか。

委員： ○○委員にお願いしてはどうでしょうか。

事務局： ○○委員という御意見が出ております。委員の皆様にお諮りいたします。委

員長を〇〇委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： では、〇〇委員に委員長をお願いします。

以後の委員会の進行につきましては、委員会規則第5条第1項に基づき、〇〇委員長が会議の議長となります。

委員長： 委員長の御指名をいただきました〇〇でございます。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

まず、委員会規則第4条第4項に、委員長が会議の出席に支障を来した場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副委員長についても規定されており、同条第2項で委員長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副委員長に〇〇委員を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、副委員長は〇〇委員にお願いいたします。

副委員長： よろしくお願いたします。

### 3 諮問

委員長： それでは、次第3 諮問、にまいります。事務局お願いたします。

事務局： 【諮問書の読み上げ】

委員長： ただいま諮問書を受け取りました。事務局は諮問書の写しを委員の皆様に配付してください。

事務局： 皆様のお手元に諮問書の写しをお配りしましたので、御確認ください。

### 4 会議の公開・非公開について

委員長： 本会議は藤白台保育園の移管先選定について審議を行います。まず、本会議を公開とするのか、非公開とするのかについて、確認したいと思います。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議の公開・非公開について説明】

委員長： 行政の審議会等では情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、民営化移管先の選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もあります。本会議については、非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、非公開で進めてまいりたいと思います。  
続きまして、本会議の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議録の作成について説明】

委員長： 事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになります。各委員の発言は記録されますが、委員長、副委員長、委員と表記されることとなります。また、事業者の情報も非公開部分がございますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 事務局から何かありますか。

事務局： 先日、本委員会の委員長あてに、藤白台保育園保護者会一同からの文書が届けられておりますので委員長にお渡しいたします。  
文書についてどのように取り扱えばよろしいでしょうか、委員間で御審議いただければと思います。

委員長： 委員の皆様に見ていただいたらいかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、委員の皆様にご写しを配付してください。本日は保護者委員が2名おられますが、本文書の説明をされますか。

委員： 保護者としての率直な思いを記載しております。現実的には難しい部分もあるかと思いますが、保護者の思いを念頭に置いて、選定を進めていただきたく御用意しました。

委員長： 文書の内容は、募集要領に関することですので、ここで個別の内容について審議するのではなく、保護者の思いを踏まえながら、後ほど募集要領（案）の審議を行っていけば良いかと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

#### 5 吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案）について

委員長： 次に、吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案）について説明】

委員： 応募資格の件です。本市で保育所、認定こども園もしくは幼稚園を運営している社会福祉法人または学校法人となっていますが、応募がない場合にどうするのか疑問に思っています。南保育園は3事業者の応募がありましたが、今後は、保育所の民営化だけでなく学童保育等の募集もありますので、対象となる事業者を限定したままでは難しいかもしれません。その点はどう考えていくべきでしょうか。

事務局： 前回の南保育園の選定委員会に置きましても、事業者からの応募がない場合にどうすべきかという御意見がありました。今回は2園の民営化を同時に進めていきますので、吹田市内の事業者から応募がない可能性も考えられます。この場合には、いったん募集期間を延長いたしますが、それでも応募がない場合の対応として、対象事業者を近隣他市に広げる案を作成いたしました。この案をもとに御議論いただけたらと考えております。

委員長： 事務局から資料の内容について説明をお願いします。

事務局： ただいまお配りしました応募資格について（案）の内容について御説明させていただきます。募集要領（案）に記載された3 応募資格の（1）をアとイに分けます。（1）の内容がそのままアとなります。そして、イは対象となる地域を「本市」から「北摂地域」に広げます。「北摂地域」とは、本市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市 摂津市及び箕面市を対象としています。

ただし、吹田市内の事業者を優先するために、吹田市内の事業者の応募がなかった場合にのみ北摂地域の事業者の申込みを受け付けます。具体的には、吹田市の事業者のみの受付期間を平成28年12月19日（月）から12月22日（木）までとし、この期間に申込みがなかった場合にのみ、北摂地域の事業者からの申込みを平成29年1月10日（火）から1月13日（金）の期間で受け付けることとします。

委員長： 事務局から説明がありました。この内容について何か御意見はありますか。

副委員長： 北摂地域の事業者を対象として募集することになった場合に説明会と見学会はどうしますか。吹田市内の事業者は説明会と見学会に参加してくれると思いますが、北摂地域の事業者は来てくれるでしょうか。参加されなかった場合には、どのような扱いになりますか。

事務局： 今提案させていただいた内容で募集要領が決定し、他市の事業者を含めて募集するということになりましたら、他市の事業者に対して募集内容を周知する予定です。他市の事業者についても説明会と見学会は必ず参加が必要と考えています。

委員： 吹田市の事業者を優先するのではなく、北摂地域の事業者も同等に対象にしてほしいと思っています。吹田市の事業者募集を12月22日に締め切り、応募がない場合に北摂の事業者が1月10日から13日の間に申し込むスケジュールになっていますが、他市の事業者であっても藤白台保育園を引き継ぐ意欲があり、保護者の思いを汲み取ってもらえる事業者があれば、選定対象にしてほしいという希望があります。

委員長： 吹田市の事業者と北摂地域の事業者を2回に分けて募集するのではなく、北摂地域の事業者も含めた内容で最初から募集するということですか。

委員： その議論も必要だと思います。

それと気になる点があります。事業者の募集を1月から始めると記載している資料がありました。1月からの募集であれば期間もありますので、じっくりと考えることができると思いますが、募集要領（案）では12月からの募集となっています。どこで変更されたのですか。

事務局： 案として1月から事業者の募集を行うとしておりました。できるだけスムーズに選定作業を行うため、本委員会では募集要領（案）と審査項目及び審査方法について（案）を同じ日の委員会で御議論いただくことにしています。そのため、吹田保育園と藤白台保育園それぞれの選定委員会で審議を行い、11月に募集要領の作成ができれば12月に募集が可能であるという見込みで今回は御提案しています。

委員： できなければ先にスケジュールが延びていくのですか。

事務局： 募集要領の作成等に時間を要すれば、1月になる場合もあります。

委員： 藤白台保育園の選定と吹田保育園の選定は、同じ選定委員会で特別委員だけが交代して進めていくことになっています。藤白台保育園の選定に際して、藤白台保育園の保護者の考えや思いをしっかりと汲み取ってもらえるのでしょうか。

また、吹田保育園と藤白台保育園で同時に募集をしますが、どちらかの園だけ吹田市の事業者が応募してきて、他園は吹田市の事業者の応募がなかった場合などは別々に進んでいくのでしょうか。

事務局： 吹田保育園と藤白台保育園の選定は同じ委員会ではありますが、1園のみに手が挙がり、他園には手が挙がらないという状況も想定されます。吹田市の事業者だけでなく他市の事業者にも応募いただけるような内容を提案させていただいたわけですが、それでも事業者の手が挙がらない場合には、あらためて選定委員会を開催して対応を考えていただきます。そのような場合には2園の選定時期がずれていく可能性があります。

委員： 事業者から質問があった時の回答についてです。質問事項を説明会並びに見学会に参加した全ての事業者にEメールまたはファクスで回答するとしていますが、ホームページ等での回答は行わないのでしょうか。

事務局： 審議内容については非公開とするという決定をいただきました。事業者からの質問に対して、ホームページ等で回答を公開すれば事業者の特定につながることも考えられますので非公開とさせていただきます。

委員長： 事業者の対象範囲を広げる提案がされていますが、選定した事業者が辞退される場合も考えられます。そのような場合に備えて、次点を選定することも考えておかなければいけないと思います。その点はどう考えていくべきでしょうか。

事務局： 前回の南保育園の選定委員会において、次点事業者を設ける必要性について御意見がありましたので、本委員会に向けて事務局内で検討を行ってきました。次点事業者に関する案を作成いたしましたので、この案をもとに御議論いただけたらと考えております。

委員長： 事務局から資料の内容について説明をお願いします。

事務局： ただいまお配りしました次点事業者について（案）の内容について御説明させていただきます。選定事業者を決定する際に、選定事業者に次いで高い評価を得た事業者を次点事業者とし、その資格を移管実施日の1年半までとします。この期間に関しては、「吹田市公立保育所民営化実施計画」の中で、事業者の決定から民営化実施までに最低1年半の期間を設けることとされていることによります。

藤白台保育園の場合は平成31年4月1日が移管実施日になりますので、平成29年9月30日までが、次点事業者としての資格を有する期間となります。

副委員長： 次点事業者を決めることに反対ではありません。選定後の対応としては、次点事業者のみに通知を行い、ホームページ等での公表はしないということでしょうか。

事務局： 次点事業者としての資格の段階では公表しません。

委員長： いつまで次点事業者として扱いますか。

事務局： 案では、移管実施日の1年半前までとしています。藤白台保育園の場合は、移管実施日である平成31年4月1日から1年半遡って、平成29年9月30

日までです。平成29年3月頃に選定事業者と次点事業者を決定することができれば、そこから平成29年9月30日までのおよそ半年間の間は次点事業者としての資格を有することになります。

この資格を有する間に選定事業者が辞退された場合には、次点事業者が選定事業者になります。10月1日以降に選定事業者が辞退された場合には、次点事業者としての資格を失っていますので、あらためて選定を行います。

委員： その時に合同保育は始まっていますか。

事務局： その時点は、合同保育が始まる半年前ですので、まだ始まっておりません。

委員： 次点事業者としては、合同保育の始まる半年前から移管先事業者になりますと言われてもなかなか難しいですので、実際にはずれ込む可能性もあると思います。我々がしないといけないのは、そのようなことにならないように事業者の採点を行うことだと思います。

委員： 南保育園の時は、次点事業者を決めていましたか。

事務局： 決めていませんでした。南保育園の選定委員会の中で御意見がありましたが、しっかりとした御議論をしないままに移管先事業者のみを選定しました。

委員： 確かに南保育園の選定委員会では選定事業者だけを選んでいました。今回は次点事業者も決めるので、点数のつけ方を考えないといけません。例えば3つの事業者が応募してきた場合に、1番となった事業者はともかくとして、2番目や3番目が移管先として相応しくないと思うのであれば、基準点以下にする等の意図をもって採点する必要があると思います。

委員： 高齢者関係の事業者委託の場合も次点を設けています。委員長がおっしゃるようにリスク回避のためには必要と思います。ただ、次点事業者が移管先になった場合には、合同保育の期間の問題もありますし、正直言って心もとないと思います。本委員会においては、次点事業者になる2位以下の事業者についても、責任を持って選定していくことが重要であると思います。

委員長： 次点事業者については、念には念を入れてという位置づけで考えたいと思います。

それでは、皆様からいただきました御意見を踏まえて、事務局は修正をお願いします。



いたします。

修正点につきましては、委員長の私が確認させていただき、募集要領に記載されているように平成28年11月21日から申込用紙配布を行い、応募の手続き作業に入っていただくということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

#### 6 藤白台保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について

委員長： 次に、次第6 藤白台保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【藤白台保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について説明】

委員： 面接調査と最終審査を同日に行うのですか。

事務局： 面接調査では事業者からの企画提案とヒアリングを行います。その後に最終審査として採点を行います。この2つの審査を同じ日に実施したいと考えています。

委員： この場では、採点方法を含めた審査方法について議論をしていけばいいのですか。

委員長： 審査項目（案）と審査方法（案）について御意見ををお願いします。

委員： 移管先選定に係る審査項目（案）は、民営化の保護者説明会の場でも見えます。保護者からは、このシンプルな審査項目で本当に審査ができるのかと不安な声が上がっていました。

保護者説明会で何度も聞きましたが、自分の子どもたちが通っている園の先生たちが、ほとんど入れ変わることになるという環境の変化に戸惑っています。民営化を止めることはできないのかという声が保護者や地域からもあり、私たちも複雑な思いでこちらに出席しております。ぜひそういった保護者の思いを感じていただいて、丁寧な選定をお願いします。

委員： 保護者説明会の中で、藤白台保育園と同じ保育をする場合は3点で、それ以上であれば5点という説明を聞いた気がします。1点、3点、5点をつけてい

く採点方法になっているようですが2点や4点はないのですか。

事務局： 事業者から出てきた提案内容や保育所等の実地調査、企画提案やヒアリングの結果も踏まえて採点を行います。公立保育所と同水準の保育を引き継ぐ力量があれば3点としており、40項目で120点を基準点としています。通常の保育を行うことができれば1点、移管後にさらに望ましい保育が実施可能であれば5点として3つの区分にしております。間の2点や4点は設けておりません。また、現在保育所等を運営している事業者が手を挙げてこられる以上、0点ということはないと考えています。公立保育所を引き継ぐ力量がある部分については3点をつけていただき、その上下で5点や1点をつけるという考え方で判断していただきたいと思います。

委員： 公立の藤白台保育園に点数をつけたら何点になりますか。私たちは現在と同じ保育水準を維持するという説明を聞いています。今の藤白台保育園の点数を基準にして考えたいと思います。

事務局： 藤白台保育園を採点するのは難しいと思います。藤白台保育園を含めた公立保育所の保育水準を維持できると判断すれば3点です。さらにプラスアルファの保育ができると判断すれば5点です。

委員： 私たちの思いがまだ反映されていない気がします。採点の時も考慮していただきたいですし、今のままで十分に私たちの気持ちを汲んでもらっているのか疑問です。新たな条件を盛り込むことも含めて、他の委員の皆さんのお考えを聞きたいと思います。

委員長： 委員の皆さんは、保護者の意見を汲み取って採点をされると思います。

委員： 民営化に対する保護者の方の不安は非常によく分かります。もう少し事務局から丁寧に説明をしてもらいたいです。

保護者の方からの要望を見せていただきました。職員配置を同等以上にするとか看護師を配置するといったことは募集要領の中に書いてあります。そういった条件をクリアした事業者が応募してきますので、その事業者を審査するということです。今は応募してきた事業者をどのように選定していくかという選定の基準について議論を行っています。

たくさんの資料があり、ゆっくりと御覧になる時間もない中で、判断していくのは難しいと思いますが、御理解いただきたいと思います。

委員： 不安な様子は本当によく分かります。私は南保育園の時も委員をしていましたが、保護者委員の方は同じように不安をお持ちでした。今、お子さんが通っておられる藤白台保育園が非常に素晴らしい園で、保護者の方の信頼を得ているということはよく分かります。しかし、新たに応募される民間の事業者も、より良い保育所を目指して応募されるはずで、それが民間の良いところです。そして、事業者が決まってからも三者懇談会や合同保育等があり、保護者の方の意見を反映していくことになっています。そういった信頼できる事業者を選定するという観点から本委員会でも議論していただけたら良いと思います。

委員長： 他に御意見はございませんでしょうか。それでは、今回皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局は準備をよろしくお願いいたします。

#### 7 藤白台保育園民営化の今後のスケジュール（案）

委員長： それでは、次第7 藤白台保育園民営化の今後のスケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【藤白台保育園民営化の今後のスケジュール(案)】について説明

委員： 説明会ならびに見学会が12月11日となっています。この日、藤白台保育園は工事をしており、ほとんど見えない部屋もありますので、この日に実施することについて保護者として不安を感じています。

園を実際に細かく見ていただき、こんなことをしてみたい等の御提案を事業者からいただきたいと思っていますので、日程について委員の皆さんの御意見をいただきたいです。

事務局： 委員が言われたとおり、説明会ならびに見学会を予定している12月11日に藤白台保育園は大規模改修をしており、部屋によっては改修中だったりします。しかし、移管される時までには様々な修繕を行いますので、今回の改修工事だけを避けてもあまり意味がないと思います。また、工事中ではありますが、事業者の方にきちんと説明を行い、移管を行うときにはどのような状態になるのかお伝えいたします。

建物全体の様子や園の雰囲気、部屋の広さ等は見ただけですので、日程に問題はないと考えています。

委員： なぜこの日でないといけないのですか。今はトイレの匂いもひどいですし、建物が綺麗になってから見ていただいてもいいと思います。他の委員さんはどう思われますか。

副委員長： どれくらいの規模で、どのような工事なのか分からないと判断が難しいです。

事務局： まず遊戯室の床の張り替え工事をします。遊戯室は4・5歳児を保育しているため雑多な状態になっていますが、当日までに工事は終わる予定となっているので見ていただくことは可能です。4・5歳児の部屋はトイレの工事をしていますが部屋に全く入れないことはありません。1歳児の部屋は床の張り替えをしますので全く入れないです。1歳児の保育をしているため、0歳児の部屋が手狭になっています。園庭と2・3歳児の部屋を見ていただくことは可能です。園全体の雰囲気を見ていただくことも可能です。

委員： 工事期間はいつまでですか。

事務局： 全ての工事が終わるのは1月下旬です。

委員： それまで待つわけにはいかないでしょう。

事務局： そこまで待つと2か月程スケジュールが遅れていきます。先ほども御説明しましたが、工事が終わった状態についてはきちんと説明いたします。通常の保育を行っている状態でない部分はありますが、事業者の方に公平に見てもらってイメージしていただきます。

委員： 床の張り替えとトイレの改修ですよね。全面改修ですか部分改修ですか。

事務局： 部分改修です。

委員： 部分改修ですよね。工事を行えば必ず現状よりも良くなります。事業者の方に良いイメージを持っていただけれます。工事を止めて見ていただいても悪いイメージを与えるだけです。保育所を運営している方であれば、図面を見て想像できるはずです。心配されることはないと思います。

委員： 今の工事だけではなく、これから修繕していくところもあります。

委員： 事業者が決定したあとに、自分たちで考えて良くしていかれると思います。

委員： 事業者が見学されるときに、今後どれだけ改修するのか等の具体的な質問をされると思います。保護者の方が懸念されるのも分からなくはないですが、事業者の見学会をこの日に実施するのはやむを得ないと思います。

委員： 古い施設ですので、将来的には建て替えも含めて色々な計画を考えていかなければいけないと思います。そういう意味では、施設の改修計画等も含めて提案をされてくると思います。

委員： 話が変わりますが、藤白台保育園と吹田保育園では一時預かりをしていますよね。それも引継ぎ事項に入るのですか。

事務局： 一時預かり事業については、保育の引継ぎの部分のところに書き加えています。このような事業を行っている園であると認識したうえで御提案いただきたいと思っておりますが、実施が難しい場合には、他の公立保育所で一時預かりを行うことも考えてまいります。

委員： 移管先となる事業者は、将来的に建物を綺麗にするでしょうから、見学的时候は現状把握としか考えないと思います。現状を見て応募するか否かについて判断することはないと思います。

申込書類にある整備計画等は、しっかりと工事内容を説明をしていただかないと作成できないので、見学時には事務局からしっかりと説明してもらいたいです。日程については特に問題ないと思います。

事務局： 工事のスケジュールについて説明させていただきます。現在、2階の遊戯室の工事を行っており、12月2日頃に終了する予定です。それが終わり次第、1歳児の保育室の工事を行い、12月末頃に終わる予定です。その後0歳児の2部屋のうち1室の工事を行って大規模改修は終了です。同時期に屋上防水工事を行う予定にしています。

委員： 募集要領のなかに藤白台保育園の図面がついていますが、1階の0歳児室と1歳児室が逆になっていると思います。訂正をお願いします。

事務局： 確認し訂正させていただきます。申し訳ありません。

委員長： 保育所と認定こども園と幼稚園が応募可能となっていますが、どこにもマイナスにならないように評価については配慮していただきたいと思います。保育所だけが対象であれば0歳児の保育経験がありますが、幼稚園で0歳児の保育をしているところはないので保護者は不安に思います。その不安を取り除くためにどのような評価をすれば良いか考えておくべきかもしれません。

委員： 0歳から2歳児の個別指導計画を求めているので、提出した書類を見て公平に判断してあげないといけないと思います。

副委員長： 現在0歳児の保育を行ってなくても、減点はしないということですよ。

委員： 今は行ってなくても、応募されるからにはしていただかないといけませんし、事業者も当然何らかの考えは持っておられるはずです。

委員長： これで本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。